

横芝光町農業委員会 1 月第 10 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 1 月 6 日(水) 午後 4 時～午後 4 時 45 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (11 名)

会 長	4 番	萩原 智夫		
会長職務代理者	2 番	鈴木 忠夫		
委 員	1 番	宇井 久	3 番	土屋 正明
			6 番	佐久間 正好
	7 番	佐久間 幸子	8 番	長峯 高明
	9 番	越川 雅彦	10 番	行木 栄一
	11 番	小野 秀明	12 番	平山 雅英

4. 欠席委員 (1 名) 5 番 大川戸 直美

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古作 健二
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 4 議案第 3 号

令和 2 年度第 10 次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和3年1月(第10回)定例農業委員会総会を開会します。 はじめに萩原会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	萩原会長挨拶
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	佐藤町長挨拶
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましてはこの後、公務のため、ここで退席となります。 本日は、5番大川戸直美委員より欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。 本日の出席委員は、12名中11名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては萩原会長に議長をお願いします。
議 長	それでは、これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 3番 土屋正明委員、10番 行木栄一委員をお願いします。 なお、会議書記には、事務局の林主幹を指名します。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 上程します。 事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。
令和3年1月6日提出 横芝光町農業委員会 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、農地を交換するための所有権移転2件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、小川台 字 堂面の田、965㎡です。2件目の土地と交換するための所有権移転の申請です。

2件目の申請地は、同じく小川台 字 堂面の田、965㎡です。1件目の土地と交換するための所有権移転の申請です。

それぞれの耕作する農地が集約され、土地利用上も有効であると思われます。

申請のありました2件につきましては、いずれも譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目と2件目の案件については、関連がありますので、一括して、担当委員の説明を求めます。

3番 3番土屋です。1件目・2件目については、農地交換です。双方それぞれが譲受人、譲渡人となります。お互いが交換することにより、耕作しやすくなり利便性が向上するので、特に問題はありません。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので、1件目と2件目の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、1件目と2件目の案件について一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目と2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について 上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和3年1月6日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、5件です。

なお、申請者は資料に記載のとおりです。

申請1件目の土地は、木戸 字 二十三割、田1,912㎡で、電気工事業を主とし、太陽光発電及び風力発電システムの施工・販売を行っている譲受人に、太陽光発電施設用地として、所有権の移転をするものです。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、長塚青年館から南東へ約470mの位置にあります。

集団的に存在している農地ではないため、農地の区分は第2種農地と判断でき、周辺に代わりとなる土地がない場合には許可が見込まれます。

設備の概要ですが、ソーラーパネル480枚とパワーコンディショナー5台を設置し、49.5kwの発電出力です。今回の発電事業計画については、経済産業大臣の認定を受けており、東京電力への電力需給契約申し込みも済んでいます。

隣接農地は無く、過去に客土がされたものと思われませんが、道路との高低差がないため、埋め立ては行わず、外周にフェンスを施工する計画で、雨水は敷地内浸透としています。

工事期間は、令和3年2月1日から令和3年4月30日までを予定しています。

建設費用には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、資金調達できる見込みであることを確認しています。

申請2件目の土地は、宮川 字 鶴巻、畑2筆、計1,346㎡で、不動産業を行っている譲受人に、用途を4区画の宅地分譲用地として、所有権の移転をするものです。

なお、宅地を含む事業面積は1,507.63㎡となります。

申請地②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、横芝光町役場南側駐車場から南西に約50mの位置にあり、都市計画の用途地域内にある第3種農地で、原則として許可が見込まれます。

土地改良区への転用協議が済んでおり、排水の放流同意も得ています。また、町への宅地開発事前協議申出を行っており、排水管接続のための道路占用許可、側溝整備と道路復旧のための道路工事施行承認も得ています。

工事期間は、令和3年2月1日から令和3年8月31日までを予定しています。

土地代金および整地費用には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、資金調達できる見込みであることを確認しています。

申請3件目の土地は、横芝 字 大島、田1,009㎡で、不動産業を行っている譲受人に、用途を4棟分の建売分譲住宅用地として、所有権の移転をするものです。

申請地③と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、県営大島団地から南西に約60mの位置にあります。

集团的に存在している農地ではないため、農地の区分は第2種農地と判断でき、周辺に代わりとなる土地がない場合には許可が見込まれます。

土地改良区への転用協議が済んでおり、排水の放流同意も得ています。

また、隣接農地所有者の同意も得ており、町への宅地開発事前協議申出がされています。なお、添付の公図申請地の西隣に田18㎡横芝町とありますが、現況は道路となっています。

工事期間は、令和3年2月10日から令和4年3月31日までを予定しています。

土地代金、整地費用および建設費には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、資金調達できる見込みであることを確認しています。

申請4件目の土地は、傍示戸 字 門、畑198㎡で、譲渡人の義理の母で、占い鑑定士を行っている譲受人に、用途を住宅兼占い鑑定所用地として、使用貸借権を設定するものです。

申請地④と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、傍示戸青年館から北西へ約180mの位置にあります。

農地の区分は第1種農地と判断できますが、住宅等の集落的なつながりが認められる場合には、例外的に許可が見込まれます。申請地の東側は宅地と隣接し、ほかは道路と水路に囲まれており、隣接する農地はありません。

譲受人は、転用許可が必要であることを知らずに、5～6年程前に古い鑑定所としてプレハブ住宅を建ており、一週間に3回の通勤をしていましたが、年齢的に通勤がきついため、寝泊りができるような風呂場・洗面所・トイレを増築するのに合わせ今回の申請となりました。排水につきましては、合併浄化槽を設置し放流する計画で、土地改良区の排水の放流同意も得られる見込みです。建築面積は既存建物と増築分を合わせて23.59㎡となっています。

なお、譲受人と譲渡人の連署で始末書が提出されています。

工事期間は、令和3年2月10日から令和3年5月10日までを予定しています。

建設費には、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、資金調達できる見込みであることを確認しています。

申請5件目の土地は、坂田 字 龍道、畑677㎡のうち300㎡で、用途を梅花鑑賞会用地として、令和3年2月10日から3月20日までの期間、一時転用のために使用貸借権を設定するものです。なお、梅花鑑賞会の期間を令和3年2月20日から3月7日までとしています。例年「梅まつり」のメイン会場として使用していたものですが、今回は新型コロナウイルスの収束が見えない中ですが、名称を変更し、感染拡大の防止に努めながら実施したいと申請がありました。なお、明日7日にも首都圏の1都3県に緊急事態宣言が再発出されるとの報道があります。緊急事態宣言や県からの要請内容を考慮したうえで関係機関と協議をしながら、今後の状況の変化にも対応していくことになるかと思えます。

申請地⑤と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、銚子連絡道路に架かる坂田跨道橋(こどうきょう)の南、約50m の位置で、例年と同じ場所となります。申請地には仮設プレハブ倉庫1棟、仮設の簡易テント2張りと仮設トイレ2台を設置する計画です。

申請地は農振農用地ですが、町から農振計画上の支障はないとの回答を得ています。

また、隣接する農地所有者へ説明し同意を得ており、イベント期間終了後の農地復元につきましても誓約書が提出されています。

雨水以外に排水はなく、地下浸透としています。

仮設倉庫の移送、設置及び撤去費用につきましては、全額自己資金を充てるもので、金融機関からの預金残高証明書により、資金調達できる見込みであ

ることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長 ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。
1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 2 番 12番 平山です。

本件の申請地は、隣接農地もなく、付近の営農にも悪影響を及ぼさないため、問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6 番 6番 佐久間です。

昨日確認してきました。事業地内に含まれる宅地について意見は言えませんが、畑については、問題はないと思います。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。

議 長 ご異議ご意見がないようですので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

- 1 番 1番 宇井です。
本件は、土地改良区とも調整済で、生活雑排水の水路放流についても同意を得ているなど、農地転用を行うことに問題はありません。よろしくお願ひします。
- 議 長 説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)
- 議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
賛成全員よって、3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
続いて4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 3 番 3番 土屋です。
本件は、土地改良区とも調整済で、生活雑排水の水路放流についても同意を得ているなど、農地転用を行うことに問題はありません。
- 議 長 説明が終わりましたので、4件目の案件について、質疑を許します。
- 6 番 6番 佐久間です。5～6年前に許可なくプレハブ住宅を建設し、始末書が出されたと説明がありましたが、始末書というのはどういうものでしょうか。
- 事務局 許可なく建設されていたことが発覚しましたので、指導をし、事のてん末などを記載した始末書を添付させ、改めて申請を受理したものです。
- 議 長 他に発言はありますか。ないようですので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
賛成全員よって、4件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
続いて5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

- 8 番 8番 長峯です。
この件については、坂田梅林の鑑賞会場用地として、一時転用をするものです。土地所有者、隣接農地の所有者等から承諾を得ており、開催後の農地復元も毎年行われていますので、問題ありません。よろしくお願いします。
- 議 長 説明が終わりましたので、5件目の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)
- 議 長 異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、この案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
賛成全員よって、5件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
日程第4 議案第3号 令和2年度 第10次農用地利用集積計画(案)の承認について 上程します。
事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
- 事務局 議案第3号 令和2年度第10次農用地利用集積計画(案)の承認について
農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和2年度第10次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。
令和3年1月6日提出 横芝光町農業委員長 萩原 智夫

次のページをご覧ください。
今回の利用集積は、新規設定11件、再設定5件、所有権移転1件の合計17件です。
初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。
利用権を設定する農地ですが、
新規設定1件目は、屋形 字 三軒家前の畑、1, 904㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。
新規設定2件目は、於幾 字 橋本の畑2筆、計1, 660㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。利用権を設定する農地の地積が一部内数となっていますが、残りの分は別の経営体に賃借権が設定されているためです。
新規設定3件目は、新島旧三島 字 高場の畑、1, 482㎡、賃借権の設定で

期間は10年間です。

新規設定4件目は、屋形 字 宮後の畑、1, 506㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

新規設定5件目は、於幾 字 橋本の畑3筆、計1, 270㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

新規設定6件目は、坂田 字 子安の畑、905㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

新規設定7件目は、坂田 字 子安の畑、3, 014㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

新規設定8件目は、於幾 字 踊台の畑、1, 684㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

新規設定9件目は、寺方 字 稻荷上、曾根合 字 川田の畑6筆、坂田池 字 明治の田2筆の合計8筆、計4, 991㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

新規設定10件目は、栗山 字 箆作の畑、1, 740㎡、賃借権の設定で期間は3年間です。

新規設定11件目は、中台 字 西長山の畑、1, 606㎡、使用賃借権の設定で期間は10年間です。

次に再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。

利用権を設定する農地ですが、

再設定1件目は、於幾 字 大沼、字 小沼、字 札前、字 川口田、字 熱田の田15筆、計10, 976. 14㎡、賃借権の設定で期間は3年間です。

再設定2件目は、富下 字 新渋の田、426㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

再設定3件目は、二又 字 扇田、字 迎田、字 八石田、字 打越下の田4筆、計3, 052㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

再設定4件目は、木戸 字 五割の畑2筆、計3, 501㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

再設定5件目は、新島 字 茶畑の田2筆、計3, 270㎡、賃借権の設定で期間は10年間です。

最後に所有権移転ですが、所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は、資料に記載のとおりです。

屋形 字 南の畑、字 宮前寺下の田、合計2筆、計5, 545㎡、売買により本年2月26日引き渡し予定です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項

の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。
それでは、新規設定の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、新規設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員、よって新規設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。

次に、再設定の案件について、一括して質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、再設定について、一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、再設定については、すべて原案のとおり決定いたしました。
次に、所有権移転の案件について、質疑を許します。

(異議なしの声)

議 長

異議なしの声がありましたので、質疑を終了し、所有権移転について、採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員よって、所有権移転については、原案のとおり決定いたしました。

以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。

慎重審議ご苦労様でした。

事務局	以上をもちまして、令和3年1月(第10回)農業委員会定例総会を閉会します。
-----	---------------------------------------